

議案第 18 号

箱根町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

町営入浴施設の使用料を見直し、受益者負担の適正化を図るため、現行条例の一部を改正する必要があるので、本条例案を提出するものである。

箱根町都市公園条例の一部を改正する条例

箱根町都市公園条例（昭和 54 年箱根町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表 4 の表を次のように改める。

4 第 5 条の 2 第 1 項に掲げる有料の公園施設使用者の使用料

区分		単位	金額	備考		
い こ い の 家	会議使用	午前 9 時から正午まで	—	300 円		
		正午から午後 5 時まで	—	400 円		
		午後 5 時から午後 9 時まで	—	600 円		
	休憩使用	町内居住者	満 6 歳以上の者	2 時間につき	100 円	
		町外居住者	満 6 歳以上の者	2 時間につき	400 円	
	浴室使用	町内居住者	満 6 歳以上満 12 歳未満の者	—	150 円	(小人)
			満 12 歳以上満 60 歳未満の者	—	300 円	(大人)
			満 60 歳以上の者	—	100 円	
		町外居住者	満 6 歳以上満 12 歳未満の者	—	300 円	(小人)
			満 12 歳以上の者	—	600 円	(大人)
その他の使用	町長がその都度定める					
ゲートボール場		1 面半 日	2,000 円			

備考 この表で浴室使用に伴う町外居住者の大人の金額には、入湯税 50 円を加算する。

附 則

この条例は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。